

これまでのワーキンググループにおける 指摘事項に関して

指摘事項（11/22第1回WG及び12/3第1回横断的課題検討班より一部抜粋）

- ① 生活困窮者自立支援に関する内容の市町村計画への反映について P.2
- ② SNSの活用について P.5
- ③ アウトリーチによる支援を受けた人数について P.6
- ④ 地域課題の分野横断的な対応について P.7
- ⑤ 他分野との支援情報の共有事例について P.8
- ⑥ 現行の社会福祉士の教育課程について P.9
- ⑦ 身寄り問題について（省略）

※ 資料2を参照

（参考）

- ⑧ 現行の人口規模等に応じた予算配分について P.11
- ⑨ 事業利用者からのフィードバックについて P.13
- ⑩ 住まいの不安定やホームレスという課題を抱える相談者に対する各現場の対応について P.21

社会福祉法に基づく地域福祉計画における生活困窮者自立支援制度の位置づけ

- 生活困窮者自立支援制度においては、社会福祉法に定める地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むよう自治体に対して通知を行っている。

- 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について
(平成26年3月27日社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局長通知) (抜粋)

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援(いわゆる「第2のセーフティネット」)を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな**生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的**であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(以下「生活困窮者自立支援方策」という。)を定めたので通知する。

(別添)生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。

2. 生活困窮者の把握等に関する事項

本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。

(生活困窮者に関する情報と把握方法の例)

- 各自治体において生活困窮者を把握し、支援を適切に実施する前提として、例えば、以下のような情報の把握が必要と考えられる。

社会福祉法に基づく地域福祉計画における生活困窮者自立支援制度の位置づけ (つづき)

- 加えて、事業実施後には、本制度における各種支援の実施状況及びその成果の把握が必要である。
- これらの生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、本制度の自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密な連携体制を構築することが重要であり、また、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討する必要がある。対象者の早期把握のため、租税・保険料や公共料金の担当と連携し、生活困窮者が自立相談支援機関につながる紹介ルールの設定等についても検討する。
- その他、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等、多岐にわたる関係機関との連携により情報を把握する。一方で、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、あるいは、近隣住民等によるインフォーマルな見守り活動等と連携して把握する。
- また、上記のような生活困窮者の実態を把握した上で、将来にわたって、本制度の実施効果を見込むことで、より効果的な計画を策定することが望ましい。

3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。

(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく支援
- ② 関係機関・他制度、多様な主体による支援

福祉事務所、ハローワークとの連携による支援(例えば、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等)、地域若者サポートステーション、生活福祉資金貸付制度等、生活困窮者に包括的な支援を提供するための福祉や雇用に関するサービス等を具体的に明記する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による訪問やサロン活動等、あるいは、自治会や町内会など近隣住民やボランティア等による日常的な見守りや助け合いの活用等について明記する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になる。既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じ、特長を生かした地域づくりについて具体的に明記する。

生活困窮者自立支援の取組を自治体の計画に位置づけている事例

①

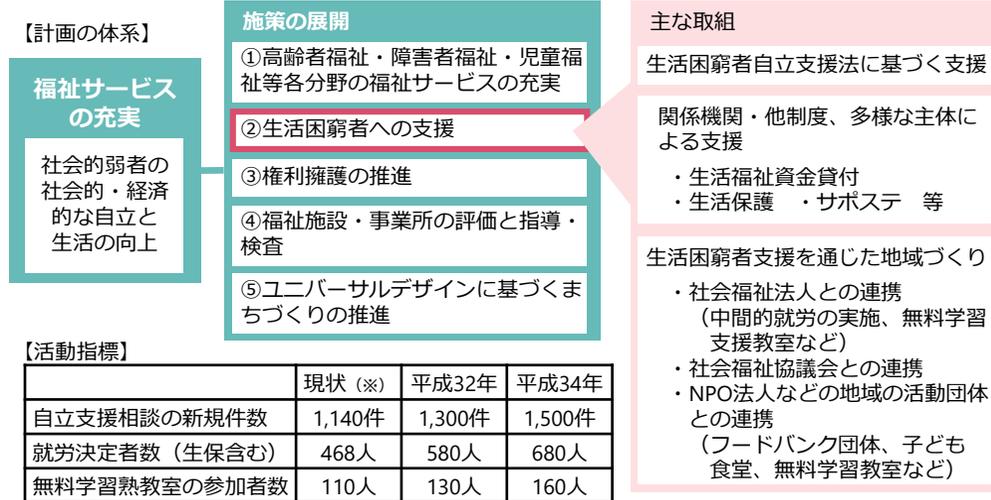
- 自治体の中には、地域福祉計画の中に、生活困窮者自立支援法に基づく支援だけでなく、NPO法人や社会福祉法人等の地域の活動団体との連携を具体的に盛り込んだり、生活困窮者自立支援に特化した独自のアクションプランを策定し、全庁横断的に生活困窮者自立支援に取り組んでいる事例が見られている。

自治体の事例

東京都八王子市 関係機関・他制度との連携

- 東京都八王子市では、市町村地域福祉計画の中に生活困窮者への支援を位置づけている。
- 計画の策定にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく支援だけでなく、関係機関・他制度や社会福祉法人、NPO法人等の民間団体との連携について具体的な施策や関係機関先を盛り込むとともに、数値目標を設定して取組を進めている。

第3期八王子市地域福祉計画（2018～2023年度）



※平成30年3月の計画策定当時。

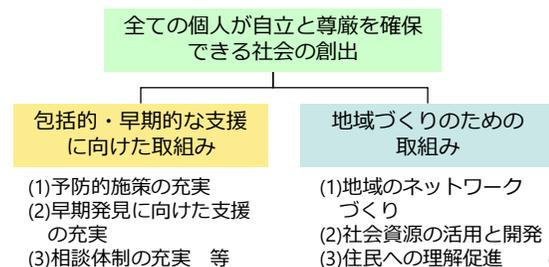
（出典）<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ab005/ac769652/ab468523/p023078.html>

千葉県千葉市 独自のアクションプランの策定

- 千葉県千葉市では、地域福祉計画やホームレスの自立の支援等に関する実施計画等の個別計画における課題や背景、基本的な考え方を貧困対策の観点から整理した上で、生活困窮者自立支援制度を核として、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を独自に策定（千葉市貧困対策アクションプラン）。
- 経済的に困窮している方だけではなく、所得と消費の均衡が取れていない等の貧困に陥るリスクが高いと考えられる方や、社会的孤立の状態にある方も含めた、貧困層が潜在している集団全体を対象にプランを策定し、全庁横断的に連携しながら取組を進めている。

第2期千葉市貧困対策アクションプラン（2021～2023年度）

【貧困対策を推進するための施策体系】



（出典）<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/hinkontaisaku30.html>

SNSを活用した相談支援の実施

- 新型コロナウイルスの感染が拡大することにより、感染リスクを回避するため、SNSやメール等を活用した非接触型の相談受付を行う自立相談支援機関が増えている。

課題・取組事例

- コロナ禍による感染リスクが高い方や、ひきこもり状態にある方など、来所による訪問が難しい方へのアクセス向上を図るため、SNSやメール等を活用したオンラインによる相談受付を行う支援機関が増加。
- 特に、SNSを用いる場合、相談者の負担軽減や匿名性の高さにより相談に繋がりやすい面があるものの、相談内容等の機密性を要する情報等がSNSサービス提供者側に一定期間保存される等、運用にあたっては、セキュリティ上の課題を解決する必要がある。

東京都世田谷区 チャットアプリを活用した初期の相談受付

- ひきこもり当事者等の相談アクセス向上を目的に、令和元年10月下旬から「LINE」のアカウントを開設し、チャットや電話による無料相談を受付。
- 友達登録したユーザーに向けて、定期的に各種公的支援の情報の他、イベント等の情報発信もあわせて行っており、支援が行き届くように努めている。
- SNSの運用については、禁止事項や個人情報に関するルールを定めた、運用方針を策定し、これに基づいて適切な運用を実施。
- 機密性を有する情報がSNSサービス提供者側に保存されないよう、LINE上では「初期的な相談」（用件の把握や相談先の案内）などに留め、具体的な相談支援が要される場合は、連絡先の交換を行い、直接来所等を求めることで、個人情報保護に配慮している。

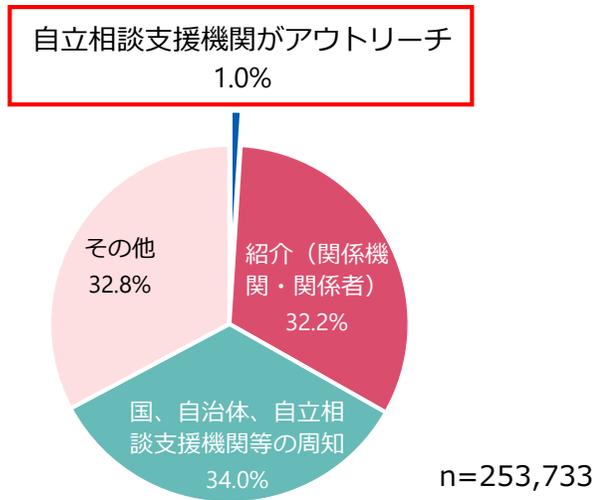
運用主体 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会
世田谷区生活困窮者自立相談支援センター（ぶらっとホーム世田谷）
実施時間 原則として平日（祝日、年末年始を除く）の午前9時から午後5時まで
対象者 世田谷区に住所を有する方



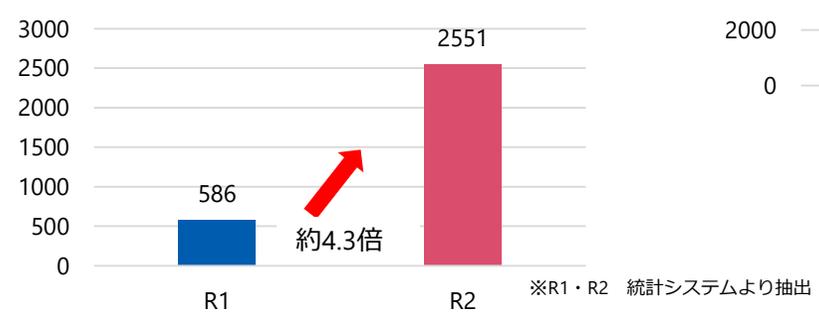
自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の支援について

- 新規相談者のうち、相談のきっかけが「自立相談支援機関がアウトリーチ」の割合は1%、件数では、令和元年度と比べると令和2年度の方が約4.3倍の2,551件と増加している。
- 訪問支援（「訪問」「同行支援」の合計）の件数については、令和2年度は令和元年度に比べ減少している。

新規相談者の相談のきっかけの割合（R2）
※不明を除く割合



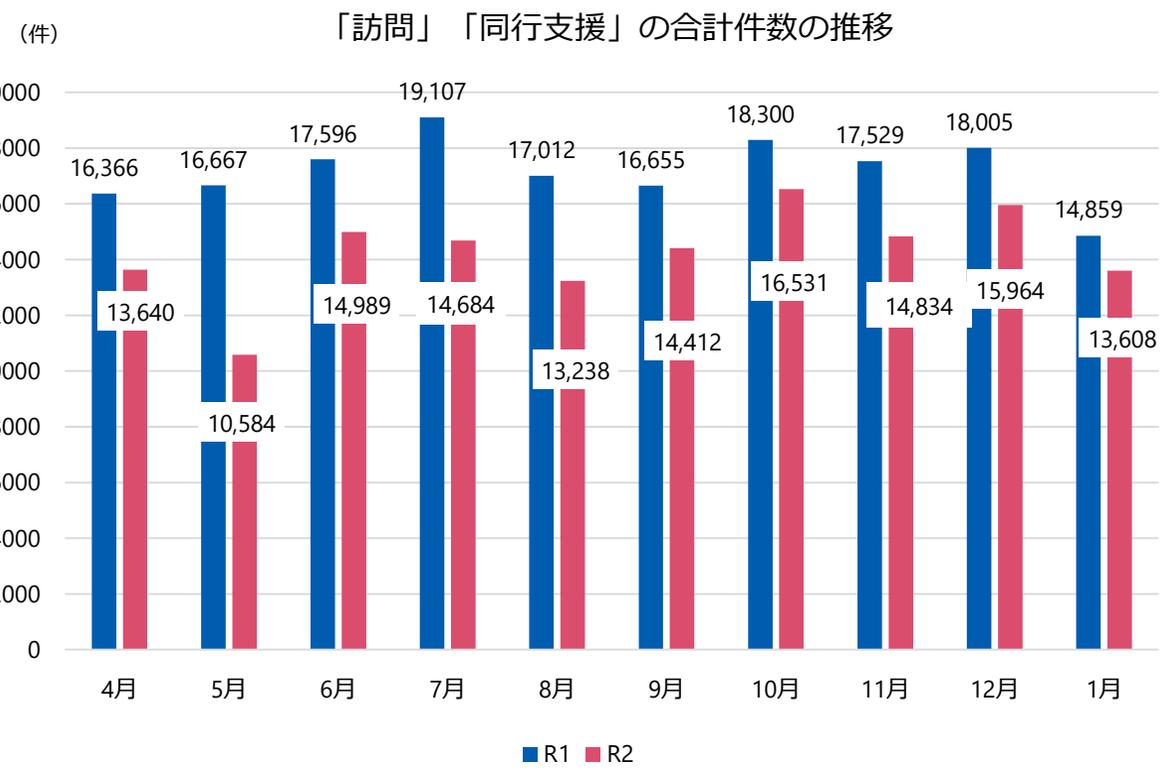
新規相談者のうち、相談のきっかけが「自立相談支援機関がアウトリーチ」の件数



支援実績（支援実施延べ回数）
※評価実施、未評価を含む全ケースに対する支援実績

令和元年度	172,096件
令和2年度	142,484件

※4月から翌1月までの実績の合計



※R1・R2 統計システムより抽出

※R1年度の2月・3月はシステム抽出不可のため1月までの件数にて比較

支援会議で庁内他部署や支援団体と分野横断的な対応を行っている事例

- 自治体の中には、生活困窮者自立支援法第9条に基づく「支援会議」を活用し、庁内他部署や支援団体との連携体制を構築し、個別の支援機関では対応できない分野横断的な対応を行うことで、包括的な支援の実施や地域課題の共有につなげている事例が見られている。

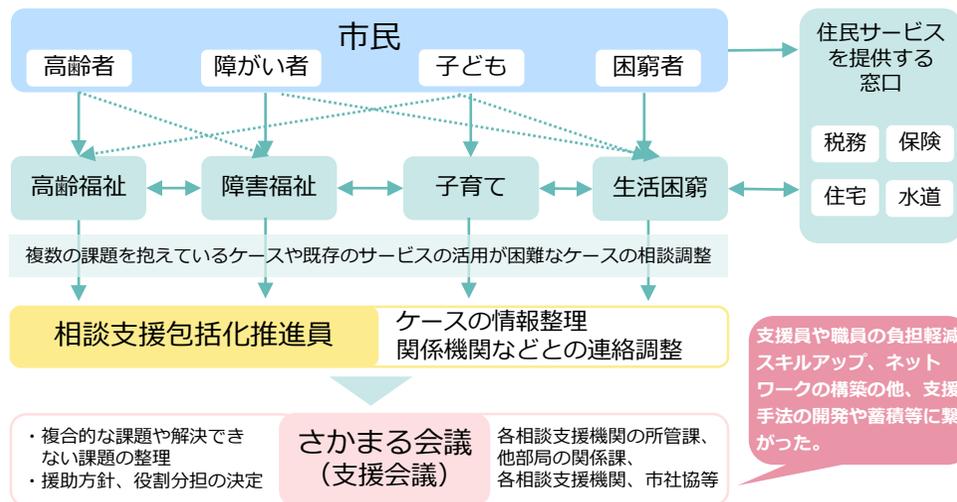
自治体の事例

福井県坂井市

複合的な課題整理と援助方針の決定

- 福井県坂井市では、支援会議で多様な実施主体と連携体制を構築し、複合的な課題を抱える困難ケースに対応している。
- 制度開始当初は「総合相談」の名の下で、多岐にわたる主訴のはっきりしない相談が他の部署や関係機関から寄せられ、業務の大半が相談に追われる状況であったが、単独の支援機関だけでは解決できないケースを支援会議で検討。支援に向けて総合的な援助方針と役割分担を整理することで、包括的な支援を実施している。

※「さかまる会議」は、現在生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議だが、今後、重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の6）の支援会議に要綱を改正予定。



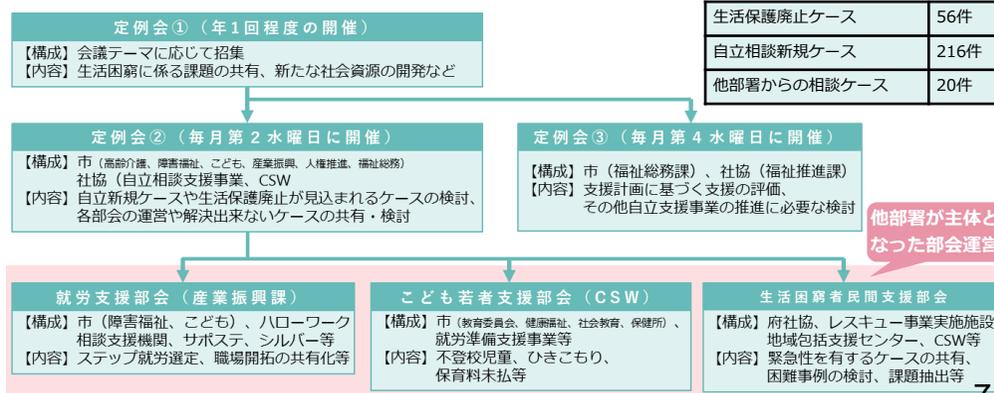
大阪府柏原市

他部署が主体となった生活支援

- 大阪府柏原市では、従来の支援調整会議を拡大し、複数の会議体を整理して、包括的な支援体制を整備。福祉分野とは異なる他部署が部会を運営しており、生活支援に主体的に参画している。
- 各会議体が機能し、困窮と保護との一体的運営や、福祉と教育の連携推進、弁護士や市内の総合相談機関との地域課題の共有など、包括的な支援体制の構築と複合的な課題を有する世帯に対する支援強化につなげている。

【支援会議全体のイメージ図】

実績（平成30年12月～令和元年11月）



他分野との支援情報の共有について

- 他分野との支援情報の共有については、個人情報に配慮しつつ、相談窓口で共通の受付票を使用し、他分野との情報共有を円滑に行っている自治体もある。支援情報の共有を円滑に行うことにより、支援の引継ぎの効率化や相談者の負担軽減、より効果的な支援の実施といった効果が確認されている。

自治体の事例

東京都足立区

「つなぐ」シート

- 経済的に困窮している方や社会的に孤立している方は、複合的な課題を抱えていることが多く、自らの状況を適切に伝えられない場合もある。
- こうした背景を踏まえ、足立区くらしとしごとの相談センターにおいては、生活困窮者等から相談を受ける際、区が独自に作成した「つなぐ」シートを受付票として、他の部局や関係機関から自立相談支援機関へつなぐケースも含め活用している。支援先が複数の機関に跨がる場合、同行支援を行うことや、「つなぐ」シートによりリレー形式で相談内容を他の支援機関につなぐこととしている。
- 支援機関間での引継ぎを正確かつ効率的に行うとともに、相談者が何度も説明する負担を軽減することができ、また、複数の相談員が支援することで、相談者の孤立感の解消にもつながる。
シートの内容はくらしとしごとの相談センターで集約し、定期的に相談連携状況を関係部署にフィードバックを行う。



相談申込・受付票

ID.	※初回 相談受付日	令和 年 月 日	受付者
-----	--------------	----------	-----

■基本情報 ※本情報は必ず記入ください。

相談支援の検討・実施等にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

氏名欄	
ふりがな	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名	生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (歳)
住所	〒 - -
電話	自宅 () 携帯 ()
相談者 (注)ご本人、 以外の場合 には記入して ください。	氏名 <input type="checkbox"/> 本人との関係 <input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他 ()
住所	
電話	電話 (携帯) ()

■ご相談の内容(お困りのこと)

※ご相談された内容に○をおつけください。ご相談されたことが複数の場合は、全て○をし、一番お困りのことには◎をおつけください。

<input type="checkbox"/> 仕事探し、就職について。	<input type="checkbox"/> 収入・生活費のこと。	<input type="checkbox"/> 仕事上の不安やトラブル。
<input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと。	<input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて。	<input type="checkbox"/> 債務について。
<input type="checkbox"/> 資金の貸付について。	<input type="checkbox"/> 住まいについて。	<input type="checkbox"/> 病気や健康に関すること。
<input type="checkbox"/> こころの問題に関すること。	<input type="checkbox"/> 食べることがない。	<input type="checkbox"/> 家計全般に関すること。
<input type="checkbox"/> 介護に関すること。	<input type="checkbox"/> 子育てに関すること。	<input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校。
<input type="checkbox"/> 家族関係・人間関係。	<input type="checkbox"/> 地域との関係について。	<input type="checkbox"/> DV・虐待について。
<input type="checkbox"/> その他 ()		

※ご相談されたいことを具体的に書いてください。ご支援にあたっての希望もあればお書きください。

相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ()	<input type="checkbox"/> 多量債務 ()	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ()
	<input type="checkbox"/> 介護 ()	<input type="checkbox"/> 子育て ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

予約日時: _____ 同行 有・無 _____

課 係 担当者 _____ 館 階 _____

紹介先 ① 名称 _____ 担当者 _____

住所 _____ 電話番号 _____

相談受付日 月 日 () 部署名 _____ 担当者 _____

相談内容・概要	相談済の部署 <input type="checkbox"/> 仕事 () <input type="checkbox"/> 多量債務 () <input type="checkbox"/> 生活 ()
	<input type="checkbox"/> 介護 () <input type="checkbox"/> 子育て () <input type="checkbox"/> その他 ()

<今回の対応> _____

当該の継続相談 有・無 _____

(くらしとしごとの相談センター受付日 年 月 日)

相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ()	<input type="checkbox"/> 多量債務 ()	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ()
	<input type="checkbox"/> 介護 ()	<input type="checkbox"/> 子育て ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

予約日時: _____ 同行 有・無 _____

課 係 担当者 _____ 館 階 _____

紹介先 ② 名称 _____ 担当者 _____

住所 _____ 電話番号 _____

相談受付日 月 日 () 部署名 _____ 担当者 _____

相談内容・概要	相談済の部署 <input type="checkbox"/> 仕事 () <input type="checkbox"/> 多量債務 () <input type="checkbox"/> 生活 ()
	<input type="checkbox"/> 介護 () <input type="checkbox"/> 子育て () <input type="checkbox"/> その他 ()

<今回の対応> _____

当該の継続相談 有・無 _____

(くらしとしごとの相談センター受付日 年 月 日)

※ シートの使用に際しては、相談者から関係機関間での個人情報のやり取りに対する承諾を得ている。

社会福祉士の教育課程における生活困窮者自立支援の位置付け

- 社会福祉士の養成カリキュラムでは、科目「貧困に対する支援」において生活困窮者自立支援制度に関して学習することとなっており、また、ソーシャルワーク実習を行う実習施設の範囲には、自立相談支援機関及び家計改善支援事業所が含まれている。

【社会福祉士養成課程のカリキュラム(令和元年度改正)(抄)】
 (令和2年3月6日社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室)

- 1 1 貧困に対する支援
(教育に含むべき事項)
 - ① 貧困の概念
 - ② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境
 - ③ 貧困の歴史
 - ④ 貧困に対する法制度
- 2 生活困窮者自立支援法**
 - ・生活困窮者自立支援法の理念と概要
 - ・生活困窮者自立支援制度の動向
 - ・自立相談支援事業と任意事業
 - ・生活困窮者自立支援制度における組織と実施体制
 - ・相談支援の流れ
- ⑤ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割
- 4 自立相談支援機関の役割**
 - ・自立相談支援機関の組織
 - ・自立相談支援機関の業務
- ⑥ 貧困に対する支援の実態
- 2 貧困に対する支援の実際 (多職種連携を含む)**
 - ・生活困窮者自立支援制度における自立支援、就労支援、居住支援

【社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習について】

- 社会福祉士の実習施設について、生活困窮分野では、
 - ・生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている**自立相談支援機関**
 - ・同法第3条第5項に規定する**生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所**が実習施設として指定されている。
- 令和元年度の見直し(※1)により、実習の時間数は、**240時間以上(※2)**とされ、**機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施**することとされた。
 - (※1) 養成施設等の修業年限に応じて、令和3年度入学者より順次適用。
 - (※2) うち1つの実習施設等において180時間以上行うことを基本としている。
- また、実習施設等において実習生の受入れを行うためには、当該施設に**実習指導者(社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者講習会の課程を修了した者)**を置く必要がある。

参考資料



自立相談支援事業の国庫負担基準額

- ◆ 人口規模に応じた基本基準額・・・予算を公平かつ効果的に執行するため人口規模に応じた基本基準額を設定
- ◆ 都道府県広域加算・・・都道府県が設置する福祉事務所数に応じ、1か所あたり500万円を加算
- ◆ 保護率加算・・・保護率が一定割合を超えている自治体に対する加算

○保護率が2%以上の自治体・・・基本基準額の1.2倍 ○保護率が3%以上の自治体・・・基本基準額の1.5倍★

- ◆ 住居確保給付金加算・・・住居確保給付金の支給実績が一定件数を超えている自治体に対する加算

○住居確保給付金の支給実績が6件以上／人口10万人当たりの自治体・・・基本基準額の1.2倍

- ◆ 過疎地域加算・・・管内地域の人口密度が一定割合を下回る自治体に対する加算

算定基準	算定方法	
	過疎市町村 (市町村全域が過疎地域の場合に限る)	過疎地域とみなされる 区域を有する町村
過疎市町村等の人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度)が50人/km ² 以下	<u>基本基準額の1.5倍</u> ★ ※ 都道府県の場合は1.3倍	基本基準額+(当該区域の人口の属する人口区分の <u>基本基準額の0.5倍</u>)

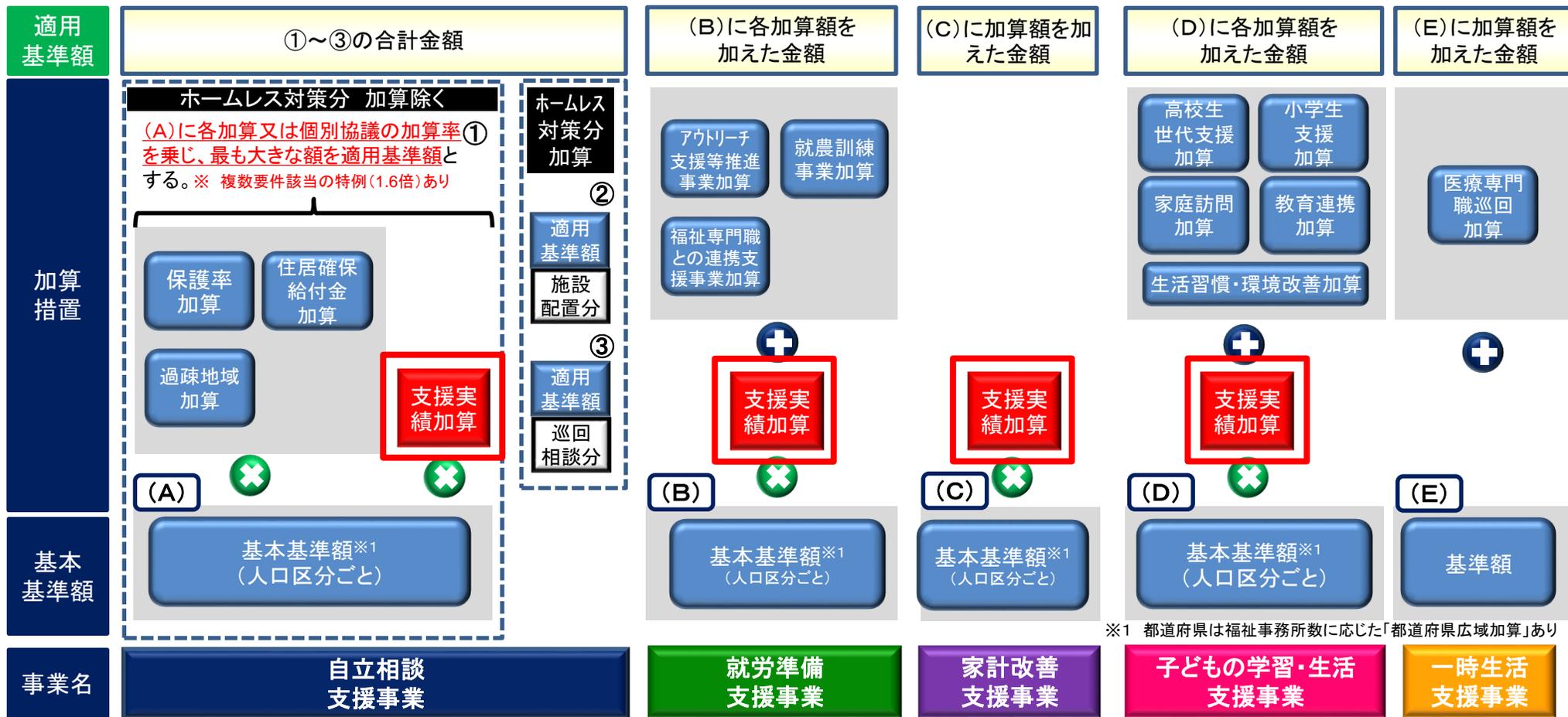
- ◆ 支援実績加算・・・所要額が適用基準額を上回り、かつ、以下のいずれの要件も満たす自治体に対する加算

◇ 新規相談件数要件【新規相談件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】
 ◇ プラン作成件数要件【プラン作成件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】
 ・・基本基準額の1.5倍★

※ 都道府県広域加算後の基本基準額に、保護率加算、住居確保給付金加算、過疎地域加算、支援実績加算の要件を満たしたもののうち、最も高い加算率を乗じて得た額を『適用基準額』とする。ただし、★の加算の算定要件を複数満たす場合は、都道府県広域加算後の基本基準額に1.6倍を乗じて得た額を『適用基準額』とする(複数要件該当の特例)。

※ 上記の国庫負担基準額が所要額を超える場合は個別協議を実施。

生活困窮者自立支援制度における各事業の国庫負担・補助基準額・加算の体系図



支援実績加算	要件	【新規相談受付件数】 目安値以上又は前年より1割以上増加 【プラン作成件数】 目安値以上又は前年より1割以上増加	年間利用者数 (前年1～12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (前年1～12月) (@人口10万人) が20人超の場合	年間利用者数 (前年1～12月) (@人口10万人) が30人以上の場合等	—
	内容	(A) × 1.5倍	(B) × 1.5倍	(C) × 1.5倍	(D) × 1.5倍	—
支援実績減算	要件	—	複数年度に渡って利用者がいない状況が継続している場合			—
	内容	—	前年度の交付決定額に0.9を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする			— 12

利用者アンケート

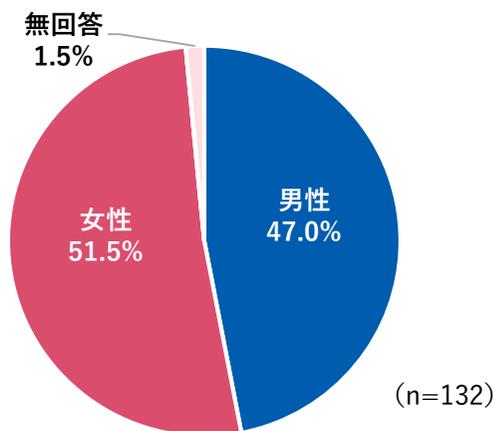
【データに関する留意事項】

- 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」相談窓口(自立相談支援機関)利用者アンケート
 - ・ 調査対象：新型コロナウイルス感染症による影響を受け、自立相談支援機関による支援につながった利用者287名
 - ※ 「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援の実態調査(アンケート)」にて利用者アンケートへの調査協力が可能と回答した自治体32ヵ所に対して改めて調査依頼をし、21自治体が調査を実施。
 - ※ 調査可能な自治体21ヵ所の自立相談支援機関から調査を依頼した利用者287名を調査対象とした。
 - ・ 調査期間：令和3年11月29日～令和3年12月24日
 - ・ 郵送によるアンケート調査への回答、またはQRコードを介してのインターネット上の質問票への回答
 - ・ 回収率：46.0%(132人)

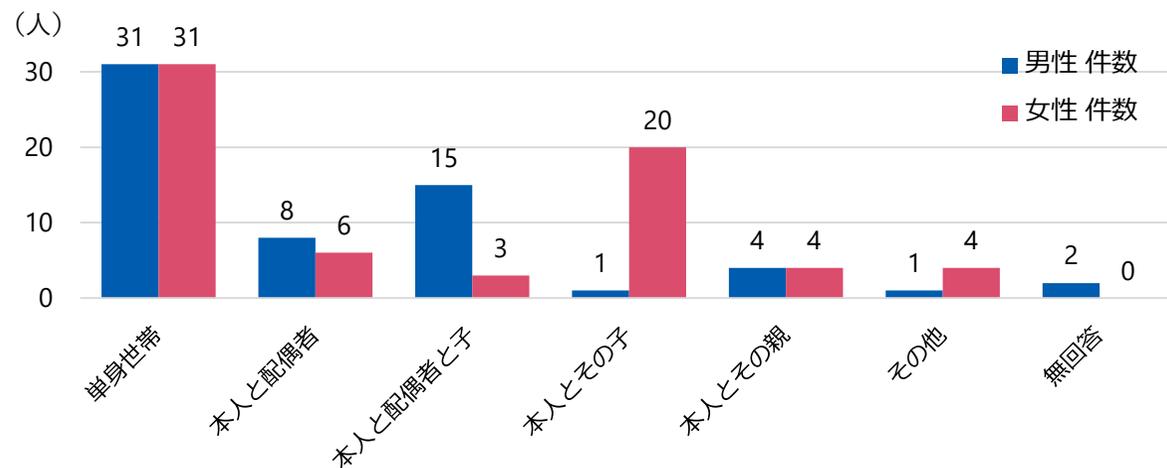
回答者の属性

- 性別はほぼ半々であり、年代は、20代が少ないものの、30代以上は幅広く分布している。世帯類型でみると、男女ともに単身世帯が最も多いが、男性は「本人と配偶者と子」、女性は「本人とその子」が次いで多い。
- 現在の就労状況としては「働いている」、「時々働いている」人が多く、その場合の雇用形態は「パート・アルバイト」が4割と最も多い。

① 性別



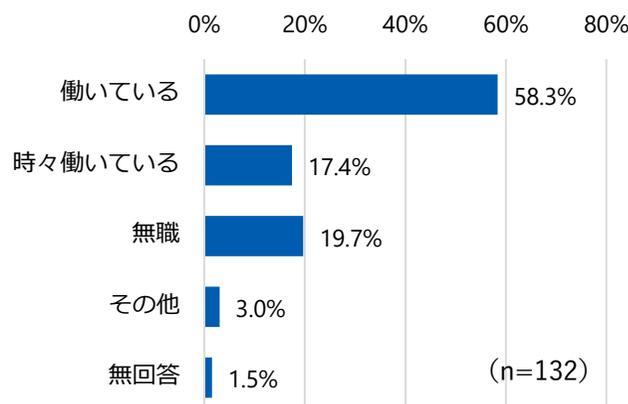
③ 世帯類型



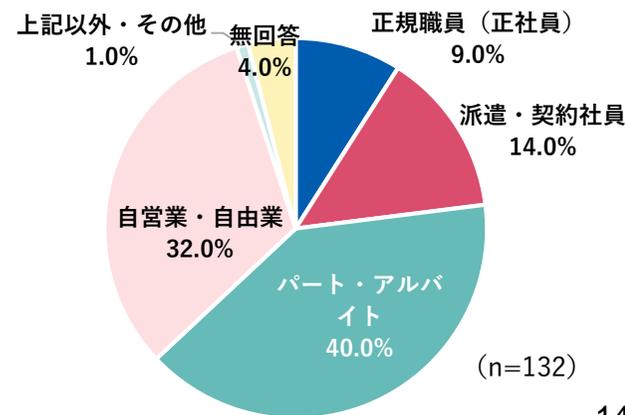
② 年代



④ 現在の就労状況



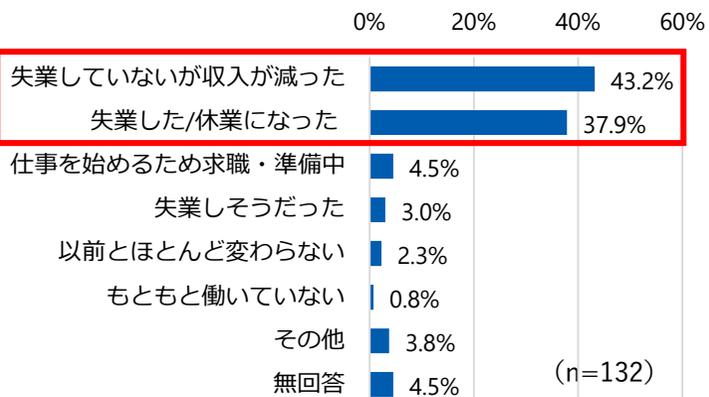
⑤ 雇用形態



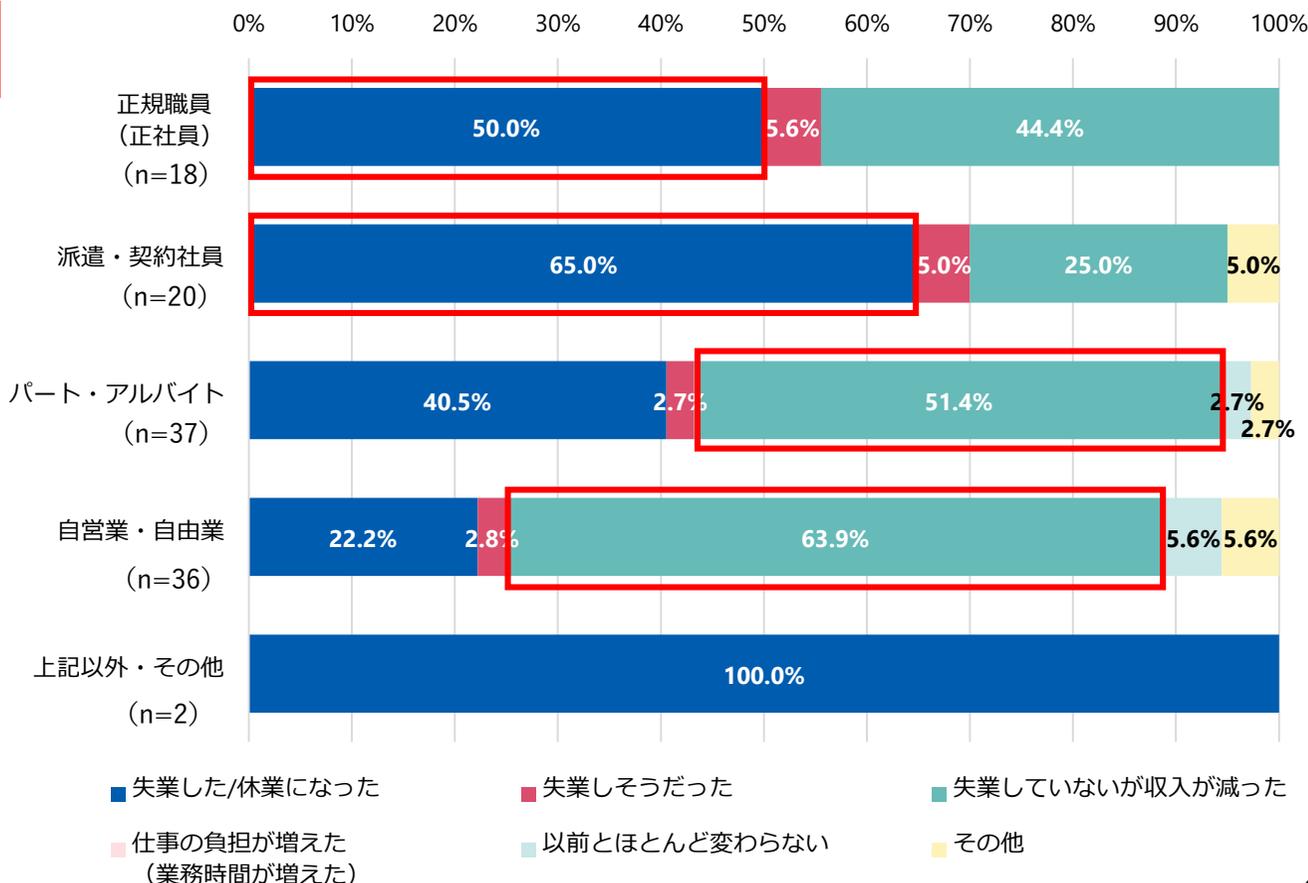
相談時の状況①

- 相談時の仕事の状況としては、「失業していないが収入が減った」、「失業した／休業になった」が多く、雇用形態としては、「パート・アルバイト」、「自営業・自由業」が多かった。
- 雇用形態別に仕事の状況を見ると、正規職員や派遣・契約社員で「失業した／休業になった」割合が高い一方、パート・アルバイトや自営業・自由業においては、「失業していないが収入が減った」割合が高かった。

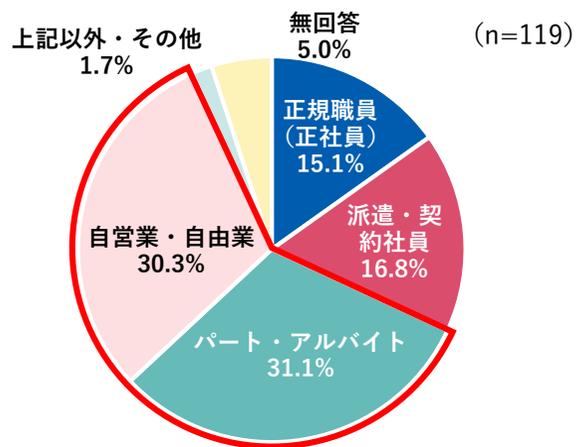
仕事の状況（相談時）



雇用形態別・相談時の仕事の状況



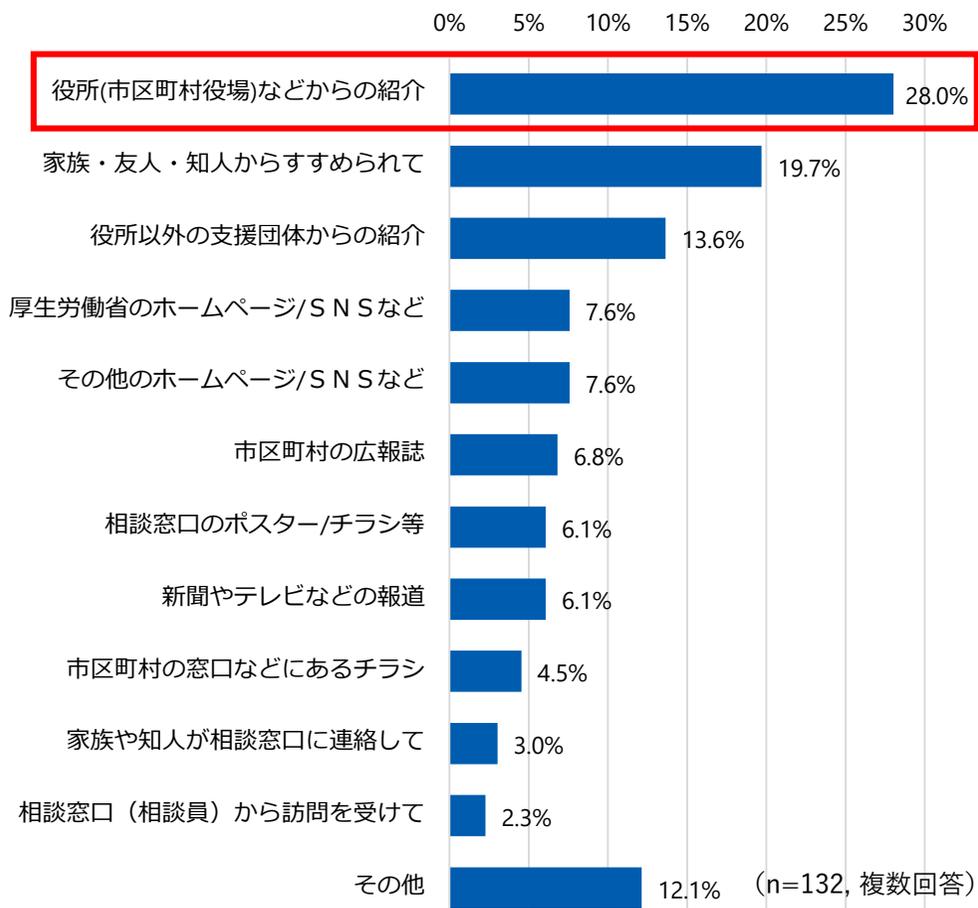
雇用形態（相談時）



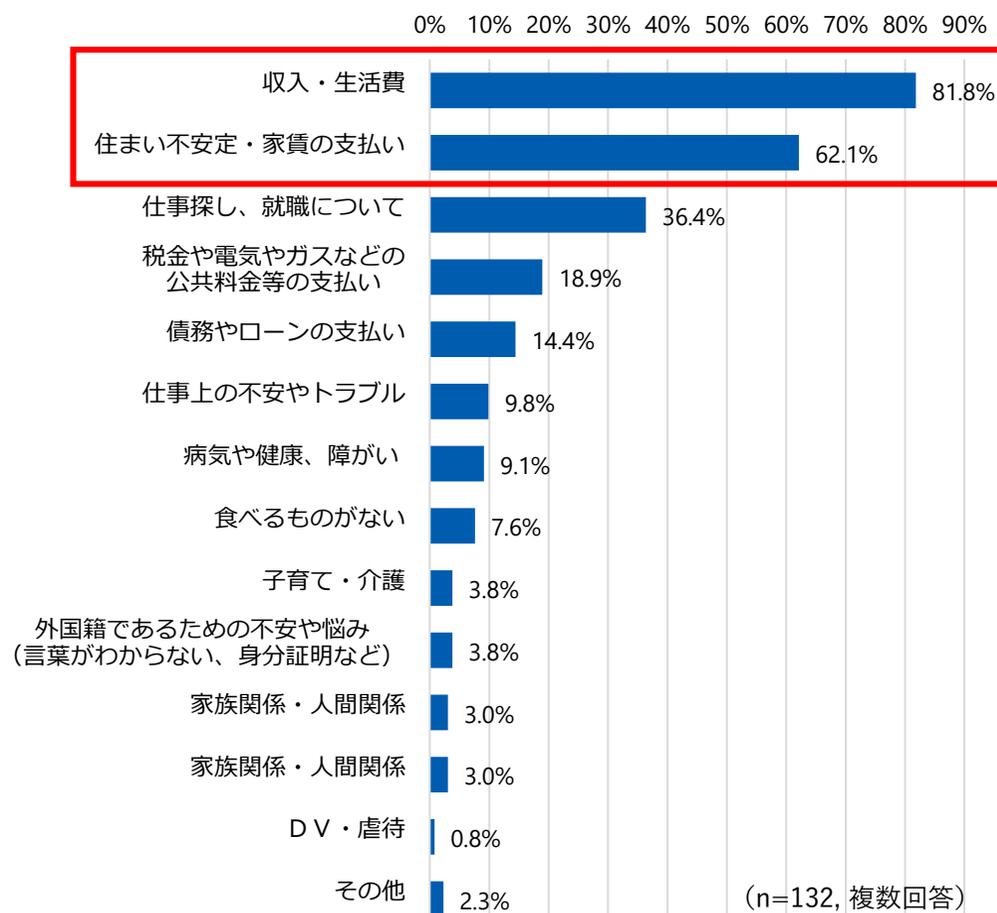
相談時の状況②

- 相談窓口を知った経緯としては、「役所などからの紹介」が最も多いが、HPやSNS、市町村の広報誌など、多様な媒体により相談窓口につながったことがわかる。
- 困りごととしては、「収入・生活費」、「住まい不安定・家賃の支払い」が多い。

どのように相談窓口を知ったか



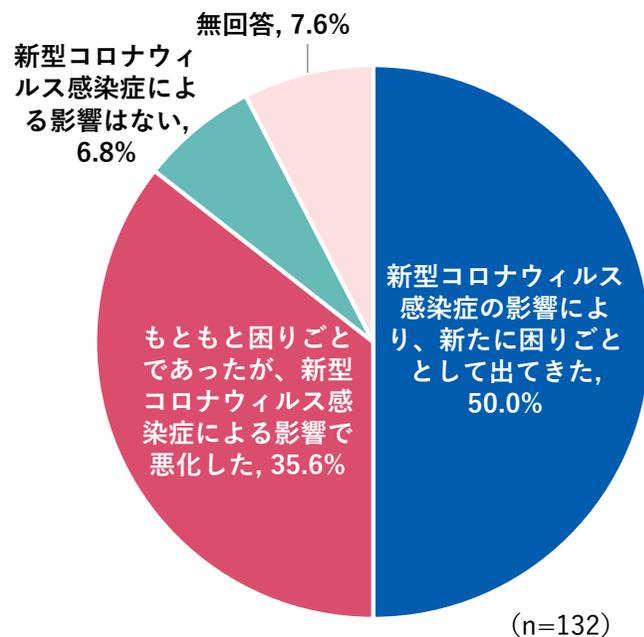
相談窓口で相談した当時の困りごと



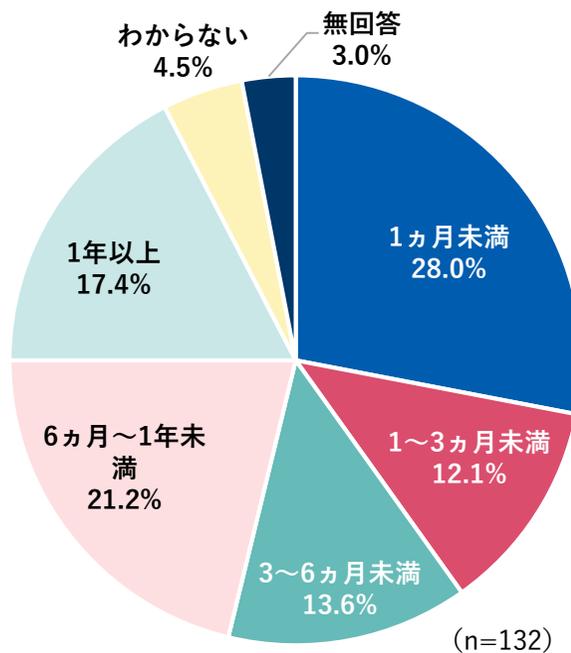
相談時の状況③

- 困りごとに対する新型コロナの影響については、「新型コロナの影響により、新たに困りごととしてでてきた」と回答したと相談者が半数であったが、もともとの困りごとが新型コロナの影響で悪化した相談者も3割超であった。
- 相談員と連絡を取り合った期間は様々であり、相談窓口で受けたサポートとしては、面談や各種申請のサポートが多かった。

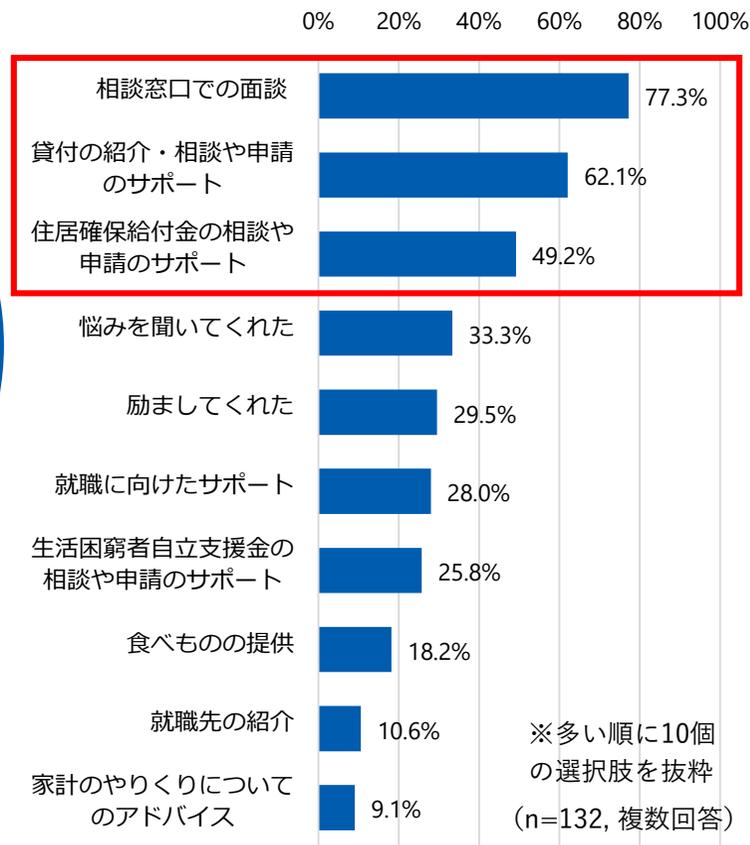
新型コロナの影響



最初に相談してから相談員と連絡を取り合った期間



相談窓口で受けたサポート

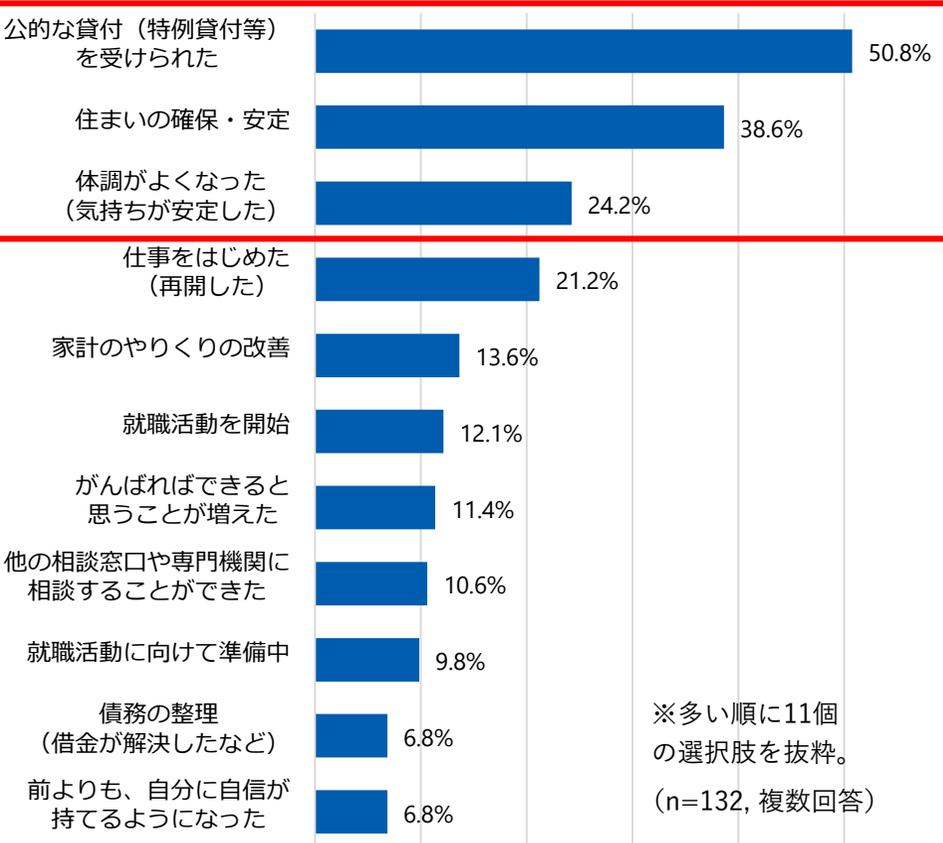


相談後の状況①

- 相談後の状況の変化としては、「公的な貸付（特例貸付等）を受けられた」が約5割、「住まいの確保・安定」が約4割であったほか、「体調がよくなった」等の精神面での変化も見られた。
- 全体の満足度と⑤は、約8割が「満足」「まあ満足」と回答したが、生活上の不安が解決したか④という問については、他の問に比べ、「満足」「まあ満足」の割合が少なくなっている。

相談後の状況の変化

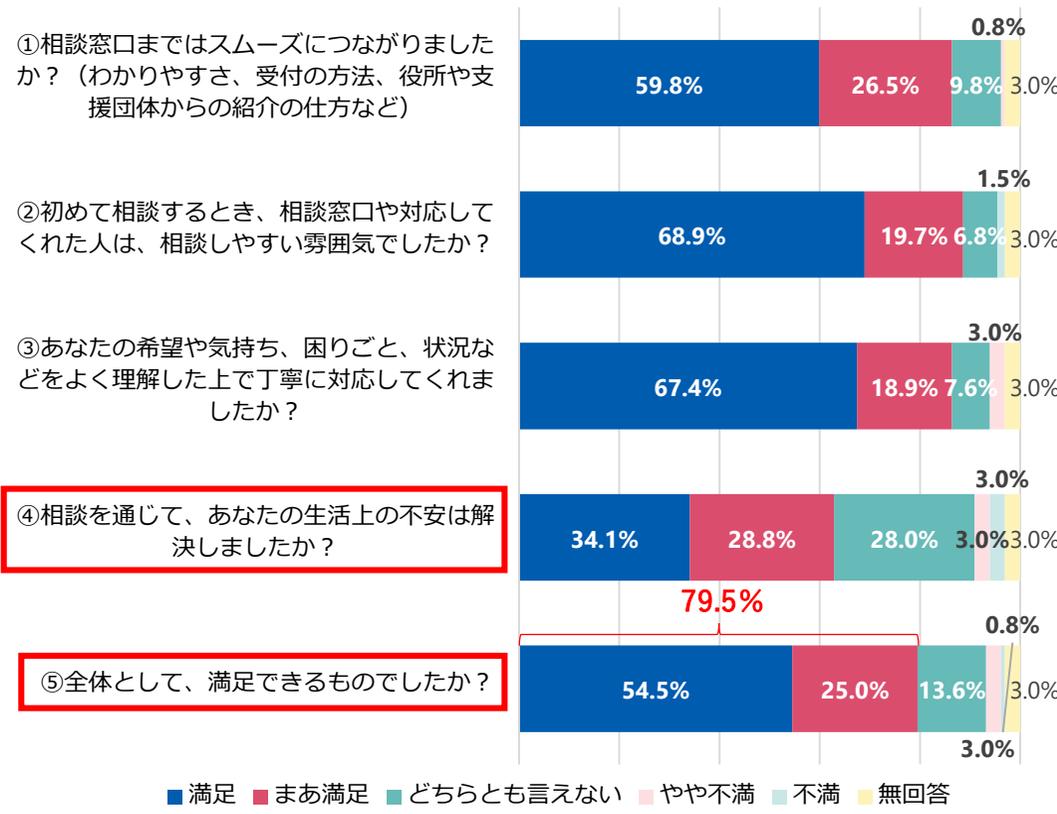
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%



※多い順に11個の選択肢を抜粋。
(n=132, 複数回答)

相談窓口の満足度

0% 20% 40% 60% 80% 100%



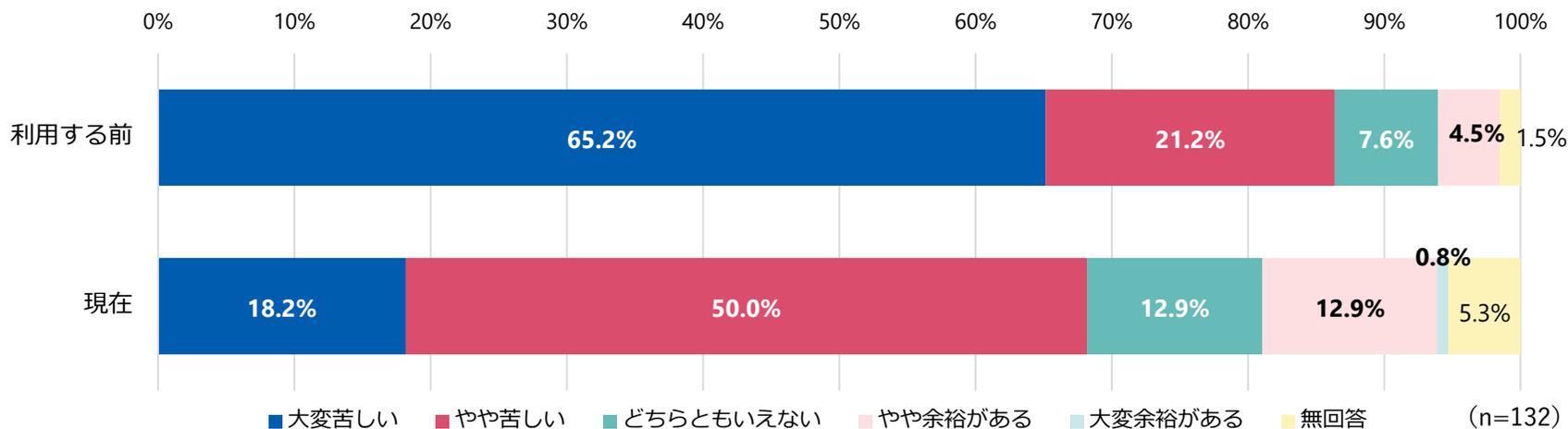
■ 満足 ■ まあ満足 ■ どちらとも言えない ■ やや不満 ■ 不満 ■ 無回答

(n=132)

相談後の状況②

- 相談窓口を利用した前後での生活状況としては、相談窓口利用前は「大変苦しい」が約65%と最も多かったが、現在は「やや苦しい」が大幅に増加しており、引き続き生活状況は苦しいものの、一部では改善も見られる。
- また、抱える課題について、「もともと困りごとだが、新型コロナによる影響で悪化」した場合に、「大変苦しい」と回答した割合が高い傾向にある。

相談窓口を利用した前後での生活状況

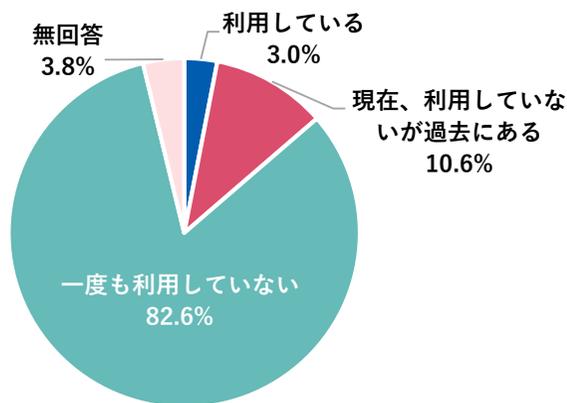


		窓口を利用する前の生活状況						現在の生活状況						合計
		大変苦しい	やや苦しい	どちらともいえない	やや余裕がある	大変余裕がある	無回答	大変苦しい	やや苦しい	どちらともいえない	やや余裕がある	大変余裕がある	無回答	
新型コロナの影響	新型コロナの影響により、新たに困りごととして出てきた (n=66)	54.5%	31.8%	7.6%	6.1%	0.0%	0.0%	18.2%	40.9%	15.2%	19.7%	1.5%	4.5%	100.0%
	もともと困りごとだが、新型コロナによる影響で悪化 (n=47)	83.0%	8.5%	4.3%	2.1%	0.0%	2.1%	21.3%	59.6%	6.4%	6.4%	0.0%	6.4%	100.0%
	新型コロナウイルス感染症による影響はない (n=9)	66.7%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	77.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

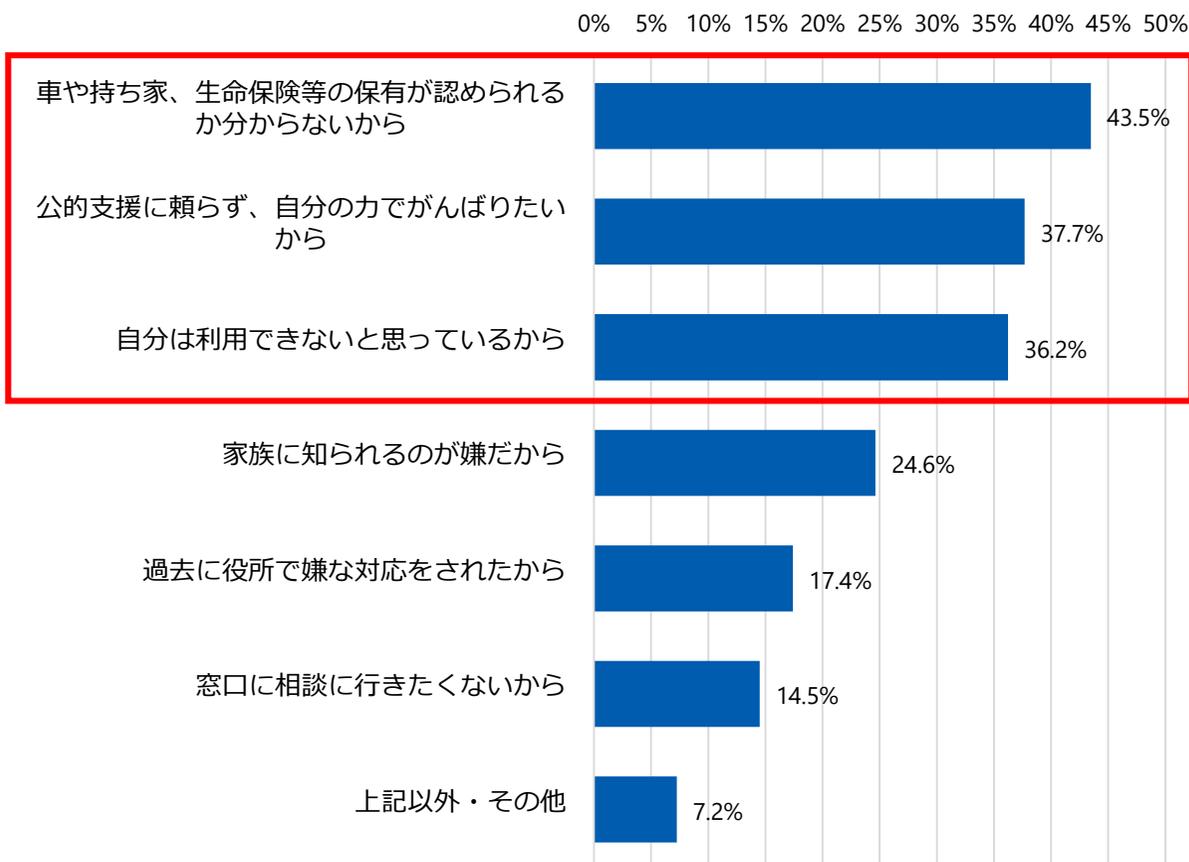
生活保護の利用について

- 現在の生活保護の利用状況は、過去に利用していた者が約1割、一度も利用していない者が約8割であった。
- 生活保護の利用については、「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」が半数を超えており、その理由としては、「車や持ち家、生命保険等の保有が認められるか分からないから」、「公的支援に頼らず、自分の力でがんばりたいから」、「自分は利用できないと思っているから」の順に多い。

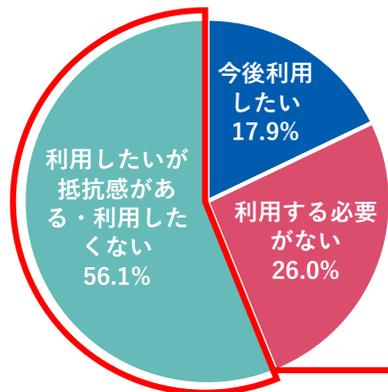
現在の生活保護の利用状況



「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した理由

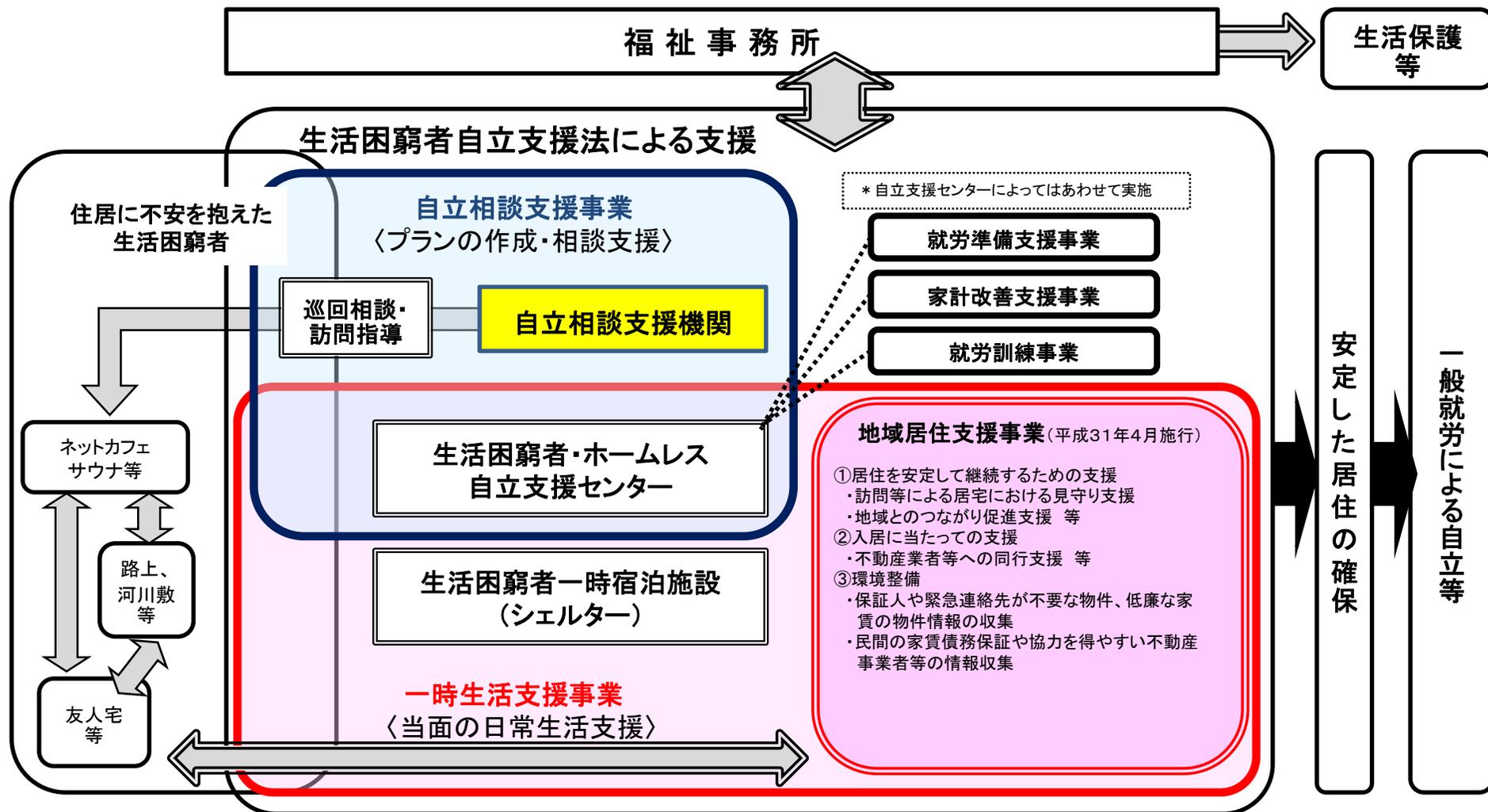


生活保護の利用について



一時生活支援事業の概要

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、自立相談支援機関と連携の上、シェルター利用中に、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行うとともに、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。



不安定居住者の実態

- R3年度社会福祉推進事業のアンケート調査(住まいに関する相談の設問)に回答した自治体(363)について、ホームレス概数調査の人数と不安定居住者からの住まいに関する相談割合の関係を見ると、ホームレスが0人の自治体においても不安定居住者からの住まいに関する相談は57.2%あった。

令和2年度ホームレス概数調査の人数 × 不安定居住者からの住まいに関する相談割合

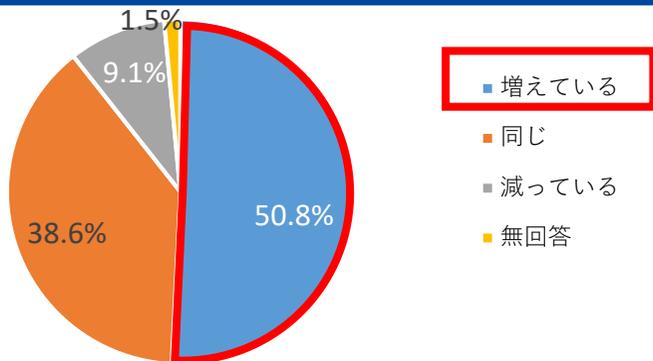
			不安定居住者からの住まいに関する相談割合 ※				合計
			0割	1割以下	1割より多い5割以下	5割より多い10割以下	
令和2年度ホームレス概数調査 の人数区分	0人	自治体数	108	67	70	7	252
		区分の割合	42.9%	26.6%	27.8%	2.8%	100.0%
	1人以上5人未満	自治体数	11	30	16	3	60
		区分の割合	18.3%	50.0%	26.7%	5.0%	100.0%
	5人以上20人未満	自治体数	4	17	6	1	28
		区分の割合	14.3%	60.7%	21.4%	3.6%	100.0%
	20人以上50人未満	自治体数	1	5	5	1	12
		区分の割合	8.3%	41.7%	41.7%	8.3%	100.0%
	50人以上	自治体数	0	7	4	0	11
		区分の割合	0.0%	63.6%	36.4%	0.0%	100.0%
合計		自治体数	124	126	101	12	363
		区分の割合	34.2%	34.7%	27.8%	3.3%	100.0%

※ 令和3年4月から9月までの自立相談支援機関における住まいに関する相談のうち、初回相談時において不安定居住者からの相談があった割合

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況 (一時生活支援事業を実施している自治体)

○ 居所が不安定な方等から自立相談支援機関への相談件数が増えていると回答した自治体は50.8%あり、そのうち、現在自治体が有するシェルター等の対応では「不足が見込まれる(見込まれた)」又は「現在是对応できているが、今後は不足が見込まれる」と回答した自治体は計22.0%であった。これに対しては、「生活保護に繋いだ」「管内の協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所を確保した(している)」とともに45.5%と最も多く、次いで「住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報等を収集した(している)」27.3%であった。

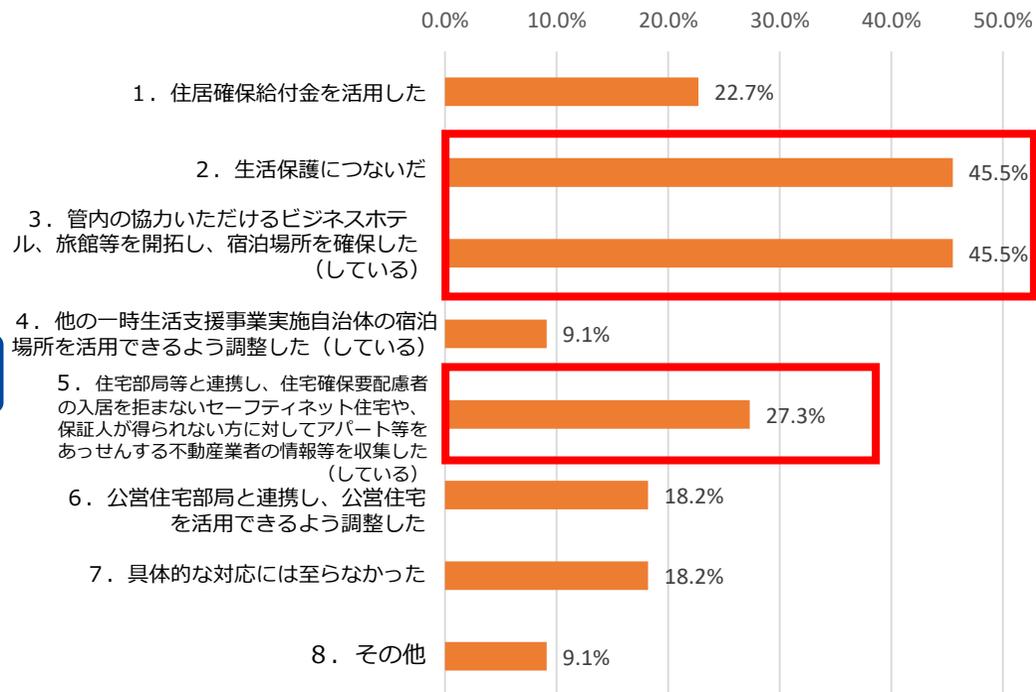
令和元年度と令和2年度の自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の差 (n=197)



自治体が有する一時生活支援事業のシェルター等の対応状況 (n=100)



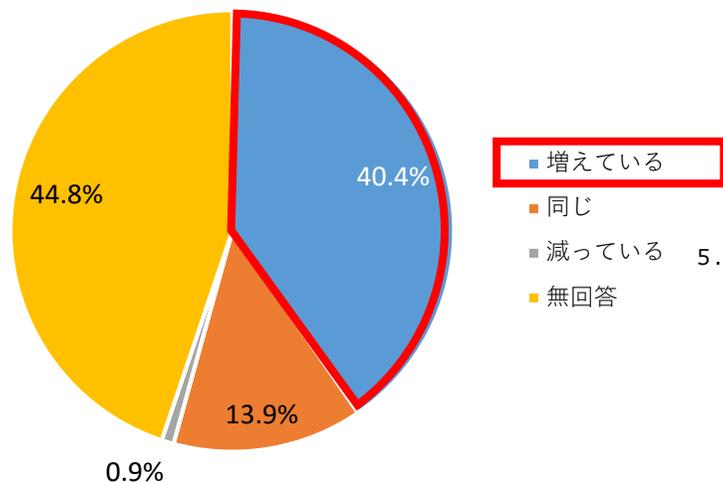
不足が見込まれることに対して、どのように対応したか (n=22)



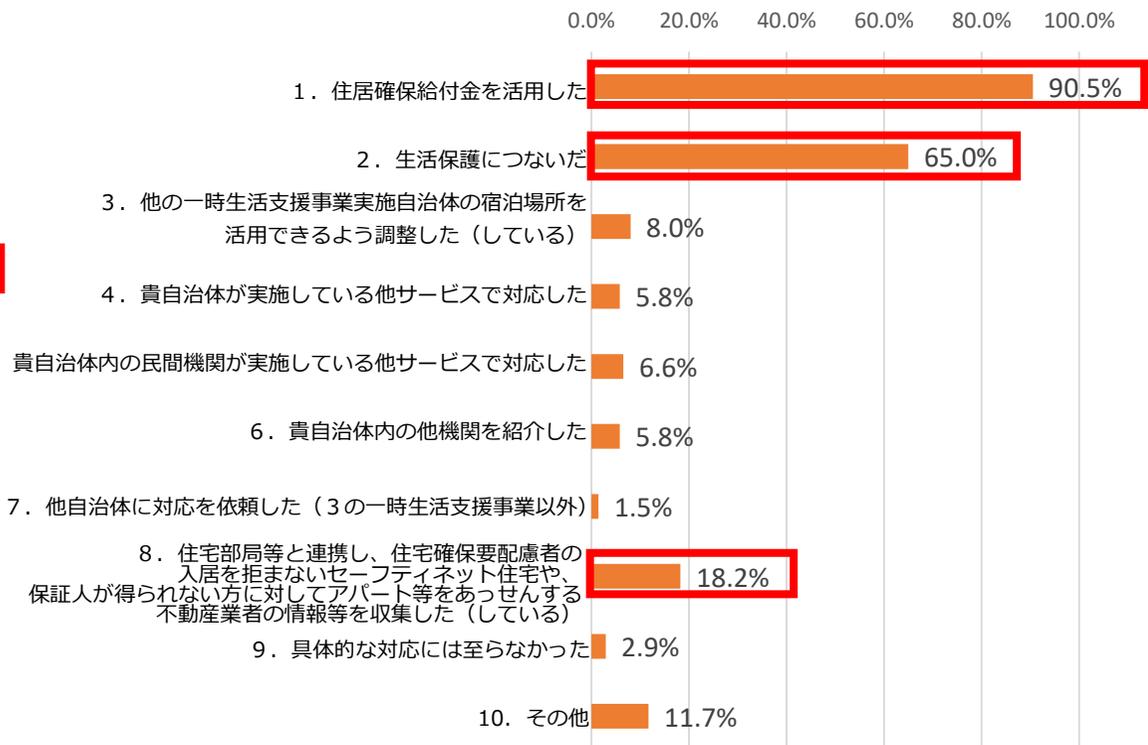
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況 (一時生活支援事業を実施していない自治体)

○ 居所が不安定な方等から自立相談支援機関への相談件数が増えていると回答した自治体は40.4%あり、そのうち、住まいに困窮する方からの相談に対しては、「住居確保給付金を活用した」90.5%と最も多く、次いで「生活保護につないだ」65.0%であった。また、「住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報等を収集した(している)」18.2%と一定数対応があった。

令和元年度と令和2年度の自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の差 (n=339)



住まいに困窮する方からの相談に対して、どのように対応したか (n=137)



居住不安定者等居宅生活移行支援事業の概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施(令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み)
 - ※ 令和3年度：34自治体が実施(国庫補助協議)

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要に応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

- ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
- ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)
- (2) 補助率：国3/4、自治体1/4